

## ◎緑の気候基金への拠出及びこれに伴

### う措置に関する法律

(平成二十七年五月二〇日法律第二四号)

#### 一、提案理由(平成二十七年四月一日・衆議院外務委員会)

○岸田国務大臣 たいま議題となりました緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

緑の気候基金は、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく資金供与の制度の運営を委託された開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動への適応を支援する多国間基金であります。

国連気候変動交渉において、緑の気候基金を早期に稼働させ、これを通じた途上国支援を行うことにより、気候変動対策に関する二〇一五年の新たな枠組み合意に向けた交渉を推進させるべきとの国際的な機運が高まったことを受け、我が国は、二〇一四年十一月のG20サミットにおいて、安倍総理から、国会の承認を前提として、十五億ドルの拠出を表明しているところであります。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律

この法律案は、この拠出表明を踏まえ、緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるものがあります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、緑の気候基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができることとするものとしております。

第二に、政府は、緑の気候基金に対して拠出する本邦通貨の全部または一部を国債で拠出することができるものとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずるものとしております。

第三に、緑の気候基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととするものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院外務委員長報告(平成二十七年四月一四日)

○土屋品子君 たいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律

六八

ます。

緑の気候基金は、国連気候変動枠組み条約の資金供与の制度の運営を委託された多国間基金であり、開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動への適用を支援することを目的とするものであります。

本案は、緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるものであり、その主な内容は、

第一に、政府は、緑の気候基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができること、

第二に、政府は、緑の気候基金に対して拠出する本邦通貨の全部または一部を国債で拠出することができること等であります。

本案は、去る三月三十一日外務委員会に付託され、翌四月一日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。八日に質疑を行い、引き続き採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院外交防衛委員長報告(平成二十七年五月一三日)

○片山さつき君 たいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

げます。

本法律案は、開発途上国による温室効果ガスの削減と気候変動への適応を支援する緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるものであります。

委員会におきましては、我が国の拠出の意義と国際的評価、気候変動分野における他の基金とのすみ分け、基金による具体的な支援案件と対象国、気候変動対策の新たな枠組み合意に向けた我が国の取組状況等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。